

## 国立大学教育研究評価委員会（第30回）議事録

1. 日 時 平成24年1月27日（金） 10:30～12:30
2. 場 所 学術総合センター 11階 1112会議室
3. 出席者  
(委員) 池上委員、戒能委員、梶山委員、小畑委員、鈴木委員、高倉委員、  
戸谷委員、豊田委員、中島委員、野嶋委員、福山委員  
(事務局) 平野機構長、岡本理事、福島理事、川口特任教授、河野評価研究主幹、  
鈴木教授、武市教授、土屋教授、川嶋客員教授、木村客員教授、  
齋藤准教授、林准教授、児島評価事業部長、小笠原評価企画課長 外

### 議 事

- (1) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の教育研究の状況  
についての評価実施要項（案）について
- (2) 今後のスケジュールについて
- (3) その他

・第29回の議事録案が承認された。

(○：委員、●：事務局)

○委員長 それでは議事に入ります。議題に入る前に、機構において、本年度の5月に「第1期中期目標期間の教育研究評価について」のアンケートを法人と評価者に実施しました。これらについて、第28回の本委員会において、速報値として委員の皆様方にご報告しておりますが、機構においてさらに分析を進め、検証結果報告書（案）を作成しておりますので、分析結果について、事務局からご説明いただきたいと思います。

● 本アンケート調査は、本年度の5月から6月にかけて、第1期中期目標期間の評価を受けていただきました90法人、また、評価をご担当いただきました評価者83名を対象に行ったものです。第1の目的は、今回実施した「評価結果の確定」の評価方法、評価作業の適切性を事後的に確認し、問題がなかったか検証を行うこと、第2の目的は、第

1 期中期目標期間においては、平成 16 年度から 19 年度までの評価を平成 20 年度に行っております。その評価から既に 2 年が経過していますので、評価の結果、こういった効果・影響が大学等の内部あるいは社会に生じたかということについて検証を行うということ、第 3 の目的は、第 2 期中期目標期間の評価に対する法人あるいは評価者の視点からのご意見を賜るということ、また、昨年 3 月に起きました東日本大震災の影響等を大学等にお伺いすることにより、その影響等を踏まえた評価方法を検討するという目的のもとに実施しました。詳しい内容につきましては、本機構の齋藤准教授、林准教授からご説明いたします。

● お手元の参考 1 の「第 6 節 総括」を中心に説明いたします。

まず 68 ページの「1. 今回実施した「評価結果の確定」について」の達成状況評価の評価方法について説明いたします。

評価結果の確定は、先に実施した平成 16～19 年度の評価結果を変更する必要性の確認を基本として実施しました。具体的には、法人から提出された「平成 20、21 年度中期目標の達成状況報告書」及び大学情報データベースのデータを基に、平成 16～19 年度の評価結果を変え得る顕著な変化があったかを確認する方法で行いました。その結果、法人は 6 割、評価者は 8 割程度がおおむね適切であると考えており、今回の方法は、評価作業の効率性に大きく寄与し、平成 16～19 年度の評価結果を受けての改善点が明確になったと評価されています。一方で、どのような変化ならば判定が変わるか不明であったという指摘があり、判定に関するより明確で詳細な情報提供が求められると考えております。

達成状況報告書の内容について、評価にとって適切な内容であったかについては、7 割強の評価者が達成状況報告書は評価を行うのに十分に書かれていたとし、達成状況評価に資する内容であったと捉えています。特に平成 16～19 年度の評価では、根拠やデータが記されていたと考える評価者は 4 割に満たなかったのですが、今回は 7 割近い評価者が記されていたとしており、大幅に改善されたと考えております。一方で、一般社会には理解しやすい内容ではなかったという指摘があり、今後は社会を視野に入れた評価の更なる充実が求められると考えております。

判定方法と評価者負担については、おおむね適切であったというご回答をいただいております。

大学情報データベースなどによる定量的情報、活用については、8 割近い評価者が肯定的でした。一方で、法人からの自由記述回答では、定量的データベースにより外形的なデ

一タも用いて評価が行われていることは明確とされたが、その活用の仕方が不明瞭であるという意見をいただきました。このことから、大学情報データベースの評価への活用は、法人、評価者の双方から適切であると捉えられてはいますが、その利用方法については、関係者にわかりやすい形で示していくことが求められると考えております。

今回の評価結果について、過半数の法人は、法人の中期目標・中期計画やその達成状況が評価結果へ反映されていたと考えており、評価結果について納得ができたと考える法人は4割程度、納得できていないと考える法人は2割程度となっております。また、段階判定に納得できていない法人は、判定を行う際の基準が明確でないと考えられる傾向が見られております。一方、評価者においては、おおむね肯定的な回答傾向が見られますが、判定を行う際の基準については明確ではないと捉えている傾向が見られ、今後は、判定についてより明瞭で詳細な情報が求められると考えております。

次の現況分析については林准教授から報告申し上げます。

● 70 ページから、現況分析に関して、法人及び評価者からの意見を報告します。全体的には、今ほど説明申し上げました達成状況評価と同じ傾向ですので、現況分析は簡単に説明いたします。

評価結果の確定における現況分析は、顕著な変化があったかどうかを確認するという方法により評価を行いました。その方法に関しては、法人の6割、評価者の95%から肯定的に受けとめられております。「法人の6割」と書いてありますが、どちらとも言えないという意見が3割ほどありますので、あまり否定的な意見はなかったということです。一方で、どのような場合に判定を変えるかの基準が明確でなかったというような課題が指摘されています。

研究業績水準判定については、今回は、大学から「SS（卓越）」のみに該当する研究業績を提出していただくという効率的な方法をとりました。その方法に関しては、法人・評価者ともに半数以上が適切な方法であったと考えています。その理由として、特に評価者からは、顕著な変化を確認するという目的のためには「SS」のみの資料で十分であったという意見をいただいております。ただし、適切でないと考えた法人・評価者のほとんどは、「SS」のみでは研究成果の状況を適切には判断できないと考えており、顕著な変化は確認できるが、研究成果の状況全体を適切に判断することは「SS」だけでは不可能であるという意見をいただいております。それから、「SS」の定義が不明瞭であり、大学等の内部での選定が困難であったと感じている法人は依然として多いという状況です。そのため、過去の研究

業績水準判定結果の分析等の参照情報を提供するなどして、より具体的に基準等を示していくことが望まれると考えられます。

各学部・研究科等から提出された「顕著な変化についての説明書」について、特に評価者がどのように感じていたかということですが、6割の評価者は、平成16～19年度の評価において期待される水準を下回るなどの低い評価がついた事項への大学側の対応が記されていたと考えており、7割の評価者は、「説明書」は評価を行うのに十分に書かれていたと考えております。すなわち、「顕著な変化」の有無を判断するためには、大きな問題はなかったと考えられます。ただし、一般の人がわかりやすい「説明書」であったと考える評価者は2割を下回っており、自己評価資料を外部に示していく方法について、一層の検討が必要と考えられます。

評価者の作業負担、大学情報データベース等に関しては、達成状況評価と同じ傾向です。

評価結果については、法人の6割、評価者の9割が適切に評価された、あるいは評価したと考えています。特に評価結果の記述内容に関しては、法人の6割が、学部・研究科等の目的を踏まえ、教育・研究の現況を反映した評価結果であったと考えており、否定的な回答は非常に少なかったという状況です。しかし、段階判定がいかに判断されたのかという点については不透明とみている法人が少なくないという状況です。

次に、第1期中期目標期間における評価、これは評価結果の確定のみならず平成16～19年度の評価も含めてですが、その評価によってどのような効果・影響があったのかについて、特に法人に質問を行った結果をまとめております。

「(1) 評価の効果・影響」について、まず評価実施目的への貢献がどの程度であったかについては、34ページに項目aから項目fまで評価の目的として想定されるものを挙げており、これらについて評価がどの程度貢献したかということをも5段階で伺っています。結果として、項目cの社会への説明責任が果たされたというところについては、7割の法人が評価が貢献したと考えております。ただし、項目dの大学等への公的支援について社会からの理解と支持が得られたかでは、15%が肯定しているのみとなっており、説明責任は果たされているが、理解と支持が得られたというところまでは達していないという状況がわかります。

項目aの教育研究の質的向上が促進されたかに関しては、55%が肯定的な回答をしておりますが、項目bの大学等の個性の伸長に資したというところまで達しているかといわれると、34%が肯定しているのみという状況です。

項目 e の評価結果は運営費交付金の配分に十分に反映されたか、項目 f の高等教育政策の策定へ適切に活用されたかについては、10%程度が肯定的な回答をしているにとどまっております。ただし、評価結果を運営費交付金の配分へさらに反映させることに関しては、法人からは慎重に検討すべきであるという意見が強く出ておりますので、この結果は、必ずしもさらに反映すべきという意味ではないことにご留意ください。

72 ページでは、実際に大学等の内部において、評価を行ったことでどのような効果・影響があったかを伺っております。効果としては、運営面では PDCA の考え方が浸透した、教育研究の課題を把握できた、社会への説明の重要性が浸透した、執行部のリーダーシップが強化されたなどの項目について、7～8割の法人が肯定的な回答を示しております。一方、評価作業による負担感が多く指摘されていること、あるいは萌芽的な研究や挑戦的な研究が重視されたという回答が低いことなどは、今後の検討課題と考えられます。では、具体的にどのように活用したかについて、6割の法人では、第2期中期目標・中期計画の策定へ反映し、3割の法人では、第1期中期目標期間の残り期間の計画の見直しを行っています。また、3～4割の法人で評価に必要なデータの蓄積体制を構築した、あるいは学生・卒業生の意見の聴取体制を構築したなどの活用を行っていることが示されております。

社会における活用では、一部の報道機関によって評価結果がランキングの形で報道されたことについての批判が、法人からは自由記述として多く指摘されております。

「(2) 学内における評価結果の検討・活用体制」では、実際に大学等の中で評価結果をどのように検討したかについて、8割の法人では、役員会、教育研究評議会、経営協議会等での検討を行っています。ただし、部局等の教授会での検討を行ったという大学等は5割にとどまっており、個々の教員に評価結果の情報が伝わっていない法人が少なくないと考えられます。また、半数近くの法人では、大学等内の複数の学部・研究科等の評価結果の内容を横断的に分析したり、あるいは他大学等の評価結果等を検討しているということです。

一方、活用のための課題として、評価結果を特に大学等内の改善に用いるならば、判定の詳細な理由が示されていないと活用しにくいという意見があります。特に「不十分」という判定以外でも、改善が望まれる点や今後の課題が記述されていれば活用しやすくなるというような意見が幾つか見られております。ただし、逆に、「不十分」以外の指摘が外部からなされることをあまり望まないという意見もアンケートの中にはみられており、慎

重に検討を行う必要があると考えられます。

次に、第2期中期目標期間の教育研究の状況の評価はどうあるべきかについて意見を伺っております。

まず、評価の実施目的として何を重視すべきであるかを質問しております。50 ページで、項目 a から項目 i まで、現時点で教育研究の状況の評価に求められるであろう目的を幾つか列挙し、これらのどれを重視すべきであるかを5段階で聞いています。

結果としては、項目 e 「教育・研究活動の質的向上に、より寄与すべきである」が一番高く、90%以上の法人及び評価者がこれを重視すべきであると回答しています。

また、項目 a 「大学等の個性の伸長に、より寄与すべきである」も、8割以上の法人が重視すべきであるということです。自由記述では、この目的を実現するために、各大学等の意欲的な取組を積極的に評価する方法をとるべきであるし、逆に、そのような方法をとらなければ、目標を低く設定するような行為を大学がとってしまうという危惧が示されております。

一方、項目 h 「運営費交付金の算定へ、より影響すべきである」に関しては、19%のみが肯定的な回答となっており、自由記述においても、慎重に検討すべきであるという意見が多く示されています。

総括の74 ページの評価の実施時期について説明いたします。第2期中期目標期間における評価は、中期目標期間の6年間で終了した平成28年度にのみ評価を実施することとなっており、それについての意見としては、6割以上の法人・評価者ともに、評価作業の負担が軽減され、6年間に渡る中・長期的な活動が行いやすくなるとの意見をいただいております。ただし、次期中期目標・中期計画の策定に活用するという視点からは、中間年や5年目での評価が望ましいという自由記述が散見されます。また、6年後の評価に備えるため、あるいは次期中期目標・中期計画の策定に寄与するため、大学等自身が学内でデータ蓄積を継続して行い、定期的な自己評価を行うなど、大学等の自己評価能力の向上が一層重要になるという意見が幾つか見られております。それから、評価実施時期や評価方法を早期に決めてほしいという意見も多く見られております。

学部・研究科等の現況分析に関しては、第2期中期目標期間の評価では大幅に簡素化することとなっておりますが、法人の7割、評価者の6割程度は、成果に絞るのではなく、体制・方法などのプロセス面も引き続き評価することが望ましいと考えています。それから、共通的に必要な根拠資料やデータを明確に定めることについて、7割の法人が肯定的

な意見を示しています。

残りの部分は引き続き齋藤准教授から説明申し上げます。

● 自己評価の体制・人材について、まず各法人の評価体制・人材については、6割強の法人が、第1期中期目標期間の評価を終えた時点では、内部質保証体制を整備しており、5割弱の法人は、評価結果の活用についても体系的に行う体制を整えつつあると回答しています。そして、内部質保証体制が整備されている大学等は、評価結果を活用しているという、その2つに密接な相関がみられております。また、今回、参考として、各大学等の内部質保証体制について、任意で、そのフロー図を提出いただいております。合計36法人から提出いただいております。資料の参考47ページ以降に、提出いただいた各法人の評価実施体制図を掲載しております。この掲載によって、他法人の参考になればと考えております。

評価人材の育成については、これは主に自由記述形式で、今後の評価人材の育成をどうすべきかということをお伺いしました。その結果、過半数の法人・評価者ともに、評価を効果的に行うためには、教職協働による評価体制の整備が必要であると考えています。一方で、教員としてそのような専門家を配置することには、それら人材のキャリアパスの問題や、一部の教員だけでなく教育・研究活動を行っている多くの教員によって評価が共有化されることが望ましいということが指摘されており、今後議論する必要があると考えております。また、評価人材の国レベルの育成を本機構で行ってほしいといった意見をいただいております。この点についても今後の検討が必要であると考えております。

次に、昨年3月に起きました東日本大震災による中期目標・計画の達成や教育・研究活動への影響について、アンケートをとっております。この結果、約4割の法人が、震災によって中期目標・中期計画の達成や教育・研究の成果・質の向上への影響があったと考えております。具体的には、直接的影響と間接的影響がそれぞれ挙げられており、直接的影響については、機材の損壊による研究・教育の遅れ、間接的影響としては、政府による復興経費の確保によって運営費交付金や様々な競争的資金が減額されるのではないかと不安があるという回答をいただいております。また、風評被害等に伴う外国人留学生・研究者の受け入れ減少による国際化の遅れ、計画停電・節電の実施等による研究開発の遅れ、被災地を対象として設定した研究あるいは被災地の大学等教員を共同研究員とした研究の遅れなどが懸念されております。総合的には、震災の影響を考慮した柔軟な評価が必要という回答を多くいただいております。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。それでは、質問等ございましたらお願いします。

○ 評価者から作業時間が適切だったという結果が示されていますけれども、法人のそういうデータはお持ちでしょうか。それから、全般的に、大体2割ぐらいが何となく反対のような印象ですけれども、その法人と、評価結果の良し悪しとの相関は分析されていますでしょうか。

● 評価作業時間に関しては、5段階という形では法人には設問していないが、自由記述では、大きな問題はなかった、適切であったというコメントはいただいています。平成12年度に試行的評価を始めて以降、自由記述では、評価作業負担が大きいという意見はずっといただいていたのですが、特に今回の「評価結果の確定」は、非常に簡素な方法で実施しましたので、その点で、法人からは、作業負担については大きな意見はなかったというところでは。

それから、否定的な回答と評価結果等の関係につきましては、現時点では分析は行っておりません。

○ ぜひお願いします。

● 今後検討したいと思います。

○委員長 評価が低いから不満があるということでしょう。

○ 実は、逆ではないかと思っています。おそらくこういう評価で、学内として嬉しいのは、いろいろ内部に問題を抱えている大学が、外部から指摘してもらったほうが改善しやすいという意味で、おそらく評価の低い大学は肯定的な回答ではないかと思っています。自分のところはちゃんと実施しているという法人は、このような余分なことをさせられてというのではないかなと、これはまるっきり推測です。

○委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。全体として幾つか問題点が出ましたが、どのように対応するのですか。例えばワーキンググループで検討するのですか。アンケートをとって問題点があるというのに、そのまま放っておけないですね。

● 本アンケートの検証と並行して、ワーキンググループや本委員会で議論をいただいております。アンケート結果で指摘いただいている課題について、一部については、見直し案に反映をさせていただいております。本検証結果の報告とともに、どういった形で見直し案に反映させたか、今後説明させていただく形になるかと思っています。

○委員長 ありがとうございます。法人や評価者からは一定の評価を得ているが、社会的に見てきちんとわかりやすくなっているかなど、外部から見て、理解と支持を得ることができるものとするといったことがかなり指摘をされていると思います。私は、今後はそ

れが非常に重要なことだと思っています。ほかにございますか。

○ 今のお話の続きになりますけれども、このアンケートは、評価された人と、評価した人という内輪の意見を聞いたということですよ。今、先生がおっしゃったように、むしろこういう評価結果をもっと外部の第三者に、普段は身近ではなく関心もないでしょうが、説明した上で、外の人たちがこういった評価結果等を見てどのように感じるかというアンケートも今後の検討に有効ではないのかなと思いますが、どうでしょうか。

● 大変もともとで、私どももやらなくてはいけないことだと思っております。これまで、十分ではありませんけれども、報道機関には記者会見等で評価の趣旨等を説明しておりますが、どうしても段階判定の数字のみが報道され、最終的な特記事項等々の大事なところは報道されない場合が多くあります。今後は、評価結果の公表方法等について、関係する各認証評価機関との共同記者発表の実施を検討するなど、評価結果の誤った使われ方がなされないよう報道機関等の理解を得るための更なる取組を実施しているところです。社会にわかりやすく説明すること、単なる数字で表したランキングにならないことに留意をし、我が国の高等教育の質保証等について、社会からの一層の理解と支持を得るため、引き続き努めてまいります。

○委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。なければ、次に進ませていただきます。

次は、第2期中期目標期間の教育研究の状況の評価についての評価実施要項（案）について、ワーキンググループで検討した見直し案に対する前回の本委員会での各委員のご意見及び只今説明がありました検証結果等を踏まえ、ワーキンググループにおいてさらに検討いただきました。それに基づいて評価実施要項（案）を作成いただいておりますので、それを説明いただきたいと思います。本日は、主査の杉山副委員長が都合によりご欠席ですので、主査代理の小畑委員から説明いただければと思います。

○ それでは、杉山主査に代わりまして、私から報告をさせていただきます。11月2日の前回の本委員会において、ワーキンググループの検討状況として、資料2の検討すべき課題の見直し案について報告をした上で、種々ご検討・ご議論をいただきました。その際出された意見を踏まえ、ワーキンググループにおいてさらに議論を深めまして、第1期中期目標期間の評価実施要項をベースに修正し、資料3の評価実施要項（案）として取りまとめたところです。

また、第2期中期目標期間の実施方法について、第1期中期目標期間の評価とどこがど

う変更になったのか、わかりやすい形にまとめたものが資料4です。この場でさらに検討をいただきたいと思いますが、詳細につきましては、事務局から説明をしていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

● お手元の資料2をご覧ください。只今小畑主査代理からご報告ございましたように、前回11月2日の本委員会においてワーキンググループから報告をいただき、了承をいただきました見直し案でございます。

ワーキンググループでは、この資料2の見直し案に基づき、実際に評価実施要項の案の議論を進めていただきました。その議論の結果としておまとめをいただきましたのが、資料3の評価実施要項(案)でございます。資料2と資料3を適宜参照いただきながら議論いただければと思ひます。

第2期中期目標期間の評価の見直しの方向性といたしまして、前回の本委員会で、大きく6つの観点でご意見を賜りました。

資料2の検討課題の1点目として、評価実施スケジュール・プロセスの見直しについて、第2期中期目標期間の国立大学法人評価は、「暫定評価」は行わないこと、また、中期目標の達成状況の評価は、現況分析の結果を十分に活用しつつ行うという方針が、文部科学省の国立大学法人評価委員会から示されています。このことを踏まえ、評価の実施スケジュール、あるいはプロセスについて、どういった見直しを行うかということ、また、各法人へのアンケートの結果、具体的には訪問調査はヒアリングなどで代替可能ではないか等の意見を踏まえた評価実施スケジュール、あるいはプロセスの改善としてどのようなことが考えられるかということについて、前回議論いただきました。

見直し案の1点目として、学部・研究科等の現況分析作業と中期目標の達成状況の評価作業の時期をずらし、現況分析作業を先行させることによって、現況分析の結果を中期目標の達成状況評価に十分反映することができるスケジュールに見直すという方向性をいただきました。

この点につきまして、資料3の評価実施要項(案)の10ページをご覧ください。評価プロセスの全体像を図式化し掲載しています。実績報告書の受理以降に、現況分析部会、達成状況判定会議のプロセスがあり、現況分析部会と達成状況判定会議を階段状にスケジュールを少しずつずらして開催することによって、現況分析の結果を達成状況の判定に活用するというスケジュールを組んでおります。

見直し案の2点目として、訪問調査に替えて、当機構が準備する開催場所あるいはテレ

び会議等の活用により、各法人の関係者（責任者）からのヒアリングを実施するという部分です。

この点につきましては、資料3の24ページの冒頭に記載しております。ヒアリングの目的は、書面調査で十分確認できなかった事項等について、国立大学法人等関係者（責任者）と意見交換を行い、十分に調査・把握することとし、実施方法は、当機構が準備する開催場所もしくはテレビ会議等において、国立大学法人等関係者（責任者）と、評価委員会委員及び専門委員が面談を行うこととしています。なお、限定的ではありますが、例えば教育研究施設・設備等の確認が必要な場合、災害等による被災状況等の確認が必要な場合、その他評価委員会が必要と認める場合においては、対象法人へ訪問しヒアリングを含めた調査を実施する旨を記載しております。

検討課題の2点目は、資料2の2ページの学部・研究科等の現況分析の簡素化の部分です。文部科学省の国立大学法人評価委員会からは、学部・研究科等の現況分析は大幅に簡素化し、効率的に実施することが示されています。この簡素化の観点等を踏まえた教育・研究の水準判定及び質の向上度の判定方法の見直しをどうするか、あるいは大学情報データベースや認証評価資料の活用方法についてどのような方策が考えられるかということについて、前回の本委員会で議論いただきました。

見直し案の1点目として、検証アンケートにおける法人からの意見を踏まえ、「教育」の分析項目及び観点について、第1期中期目標期間の評価では、5つの分析項目、10観点であったものを、第2期中期目標期間の評価では、2つの分析項目、4観点到集約するという意見をいただきました。

この点について、資料3の8ページの2の（1）の②に、書面調査では「教育活動の状況」、「教育成果の状況」の各項目ごとに水準を総合的に判定するということを記載した上で、11ページに、教育水準の分析項目及び観点として、「教育活動の状況」、「教育成果の状況」の2項目、また、「教育実施体制」、「教育内容・方法」、「学業の成果」、「進路・就職の状況」の4観点を掲載しております。

見直し案の2点目として、質の向上度の判定方法については、国立大学法人評価委員会より、第1期中期目標期間末の現況分析結果と比較することによって簡素化を図る方向性が示されています。この点について、前回の本委員会において、質の向上度の判定区分として、「大きく改善、向上している」、「改善、向上している」、「質を維持している」、「質を維持しているとはいえない」の4区分で判定してはどうかという見直し案を報告させてい

いただいたところです。その後、先の4区分の判断とした場合に、第1期中期目標期間において既に高い質にあった学部・研究科等にとっては、伸びしろを出すのが難しく、そういった高い質にあった学部・研究科等の改革意欲が削がれることのないよう判定区分を工夫する必要があるのではないかといった指摘を受け、ワーキンググループにおいて更なる検討をいただきました。

検討結果といたしまして、「大きく改善、向上している」、「改善、向上している」、「質を維持している」、「質を維持しているとはいえない」という4区分であったところ、「大きく改善、向上している」の区分の中に、「又は高い質を維持している」という表記を追記することによって、第1期中期目標期間において高い質にあったところが、第2期中期目標期間において引き続き高い質を維持しているような場合は、「大きく改善、向上している」と同レベルで判定することが可能となるのではないかとということで意見をまとめていただきました。

この点について、評価実施要項の案に反映しておりますのが、資料3の13ページです。「(3) 質の向上度の分析」の判定区分表において、「大きく改善、向上している」、「改善、向上している」、「質を維持している」、「質を維持しているとはいえない」という部分で、「大きく改善、向上している」と併記する形で「又は高い質を維持している」を追記しております。

見直し案の3点目として、研究業績水準判定に係る研究業績の提出数に関する部分です。第1期中期目標期間の評価においては、専任教員数の50%を上限としていたものについて、前回の本委員会で、第1期中期目標期間の実績を踏まえつつ、20%程度を目安とすることが適当との方向性をお示しいただきました。

これを踏まえ、資料3の15ページの冒頭部分、「研究業績の分析」の①の4行目に、「「研究業績説明書」は、各組織の専任教員数の20%程度を目安として提出されます」と記述しております。

見直し案の4点目として、認証評価（機関別・専門職大学院別）の活用例を分かりやすく示すことにより、法人における作業負担の軽減を図るという点です。資料3の11ページの第1節「I 教育の現況分析の方法」の中で、教育の現況分析は、大学から提出いただく現況調査表に加え、認証評価に関する資料や教育活動に関連する様々なデータに基づいて評価を行うことを冒頭に記述した上で、認証評価に関する資料については、いずれかの認証評価機関が実施した評価結果、提出資料・データ等を現況調査表の根拠資料・データ等

として活用することなどが考えられると記述しています。また、資料2-4で、前回の本委員会において、考えられる活用例として審議いただいた具体例について、実績報告書作成要領における例示や当機構が行う説明会等の場で説明させていただくことによって、認証評価結果の活用を促進していきたいと考えております。

検討課題の3点目として、資料2の3ページをご覧ください。中期目標の達成状況評価の評価方法の見直しについて、現況分析結果を十分に活用しつつ達成状況評価を実施することに関しましては、先ほどご説明しましたとおり、現況分析の結果が十分に活用できるよう評価実施スケジュール・プロセスを見直す方向性をお示しをいただいております。それに加えてどういった見直しが考えられるかということについて、前回の本委員会で議論をいただきました。

見直し案の1点目として、学部・研究科等において特に質の向上がみられた場合については、評価結果に特記事項として記載をするという方向性をお示しをいただきました。

この点については、資料3の23ページの中ほどに、※印で「特記事項は、学部・研究科等の現況分析において特に質の向上がみられると判断される場合にも抽出します」と記載しております。

見直し案の2点目として、法人において、各中期計画に特に関連する学部・研究科等がある場合、その学部・研究科等の名称を記載していただくことにより、当機構が各中期計画を判断する際に、その記載された学部・研究科等の現況分析資料、あるいは分析結果を参考とする方向性の部分です。

この部分については、資料3の23ページの「評価に当たっての留意事項 iii)」に、「国立大学法人等は、各中期計画に特に関連する学部・研究科等がある場合は、その学部・研究科等の名称、分析項目及び観点名等を記載します。評価者は、その記載された学部・研究科等の現況分析資料及び結果を活用します」との記述を追記しております。

見直し案の3点目として、中期計画の段階判定区分について、第1期中期目標期間から第2期中期目標期間の中期目標・計画の作成状況の変化、中期計画数が約6割減少している状況を踏まえた判定区分の見直しが必要ではないかという点です。前回の本委員会で、中期計画の段階判定区分について、各中期計画の重要性が増していることを踏まえ、第1期中期目標期間における「良好」、「おおむね良好」、「不十分」の3段階に、特筆すべき成果が得られた場合の「非常に優れている」という区分を一つ追加し、より丁寧に中期計画を判定できる形にすべきであるという方向性をお示しをいただきました。

この点については、資料3の22ページの冒頭①の部分に、中期計画ごとの実施状況の分析に係る判定区分を記述しています。第1期中期目標期間の評価では、「実施状況が良好である」、「実施状況がおおむね良好である」、「実施状況が不十分である」という3区分であったところ、第2期中期目標期間の評価では「実施状況が非常に優れている」という区分を追記しています。

検討課題の4点目は、資料2の4ページの「各法人の個性の伸長に、より寄与する評価方法」の部分です。先ほどご報告申し上げた検証アンケートの結果において、第2期中期目標期間の教育研究の状況の評価に関して、法人から非常に高い要望を示されている部分ですが、見直し案として、提出資料中に、個性の伸長に向けた取組や成果等の教育研究に係る全体的な状況の記載欄を設けること、また、状況を把握した上で、特に優れた取組や成果等が見受けられた場合は、評価結果に特記事項として記載するという案を取りまとめいただきました。

この点について、資料3の20ページの中ほどから下の部分に、書面調査について記述しています。「(2) 手順及び評価の視点」として、書面調査の方針について、「書面調査は、達成状況報告書に記載された国立大学法人等の特徴及び個性の伸長に向けた取組を捉えた上で」評価を行う旨を記述するとともに、32ページに、参考資料として、法人から提出いただく実績報告書のイメージを掲載しております。左下の部分に、法人の特徴に加え、新たに「個性の伸長に向けた取組」の欄を設けております。

検討課題の5点目は、東日本大震災による影響、復興への貢献の評価として、東日本大震災の発生による中期目標・計画の実施や教育・研究活動への影響を踏まえた評価方法をどうするかという点です。

前回の本委員会において、見直し案として、中期目標・中期計画について、震災によりその実施や達成が困難もしくは変更が必要となった場合は、変更を行うことが望まれるということ。また、提出資料中に震災への貢献活動について記載する欄を新たに設け、目覚ましい貢献活動などについて、評価結果に特記事項として記載するという方向性をお示しいただきました。

この点について、資料3の23ページの中ほどの※印の2番目に、「東日本大震災からの復旧・復興への貢献・支援活動等において目覚ましい貢献等がみられると判断される場合においては特記します」と記載するとともに、32ページの先ほどの「個性の伸長に向けた取組」欄の下に、「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」という記述欄を新たに

設けております。

最後に、検討課題の6点目、その他の観点として、第1期中期目標期間の評価では提出を認めていなかった追加資料の取り扱いについてどう考えるかという点です。前回の議論では、追加資料については、評価者が段階判定の判断に影響があると判断した場合に限り、提出を求めることが適当との方向性をお示しいただきました。

これを踏まえ、資料3の20ページの書面調査の(1)の③に、「書面調査の過程において、不明な点が生じた場合には、必要に応じて、各グループ内で意見を調整した上で、対象国立大学法人等に照会や資料提出を依頼します」と追記しております。

以上の見直しの内容について、第1期中期目標期間からの主な変更点を抽出したものが資料4です。本資料の作成の趣旨は、今後パブリックコメント等で国立大学法人、大学共同利用機関法人等に評価実施要項(案)をご覧いただく際、資料3の評価実施要項(案)だけでは、いつから、どこが変わったのか分かりにくいいため、主な変更点を抽出し資料4として取りまとめ、本資料と評価実施要項(案)を併せてお示しすることによって、ご理解をいただくのが良いのではないかと考えて作成しております。資料4の内容は、これまでの説明と重複するため割愛しますが、中期目標の達成状況評価、学部・研究科等の現況分析、その他の観点の3つに分け、本委員会で方向性をお示しいただいているものをまとめております。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。資料2と資料3を参照しつつ説明いただきましたが、最終的なまとめは資料4であり、資料2と資料3の説明内容のすべてが資料4に載っているわけではありませんけれども、ワーキンググループを中心にいろいろ検討していただいた変更案ということで、今から、十分に議論いただければと思います。どなたからでも結構ですから、ご意見をお願いします。

○ 質の向上度の判定方法について、資料3の13ページにある判定区分表において「高い質を維持している」を付け加えられた点について、質の向上度の分析は、上の文章を読みますと、どう見てもこれは変化しか見ていないということですよね。それに対して、「高い質を維持している」が付け加わると、明らかに2つの軸、要するに高いか低いかというのと、それから変化がどうであるかという両方がミックスされてしまい、数学的に言うと、値とその微分係数とが両方一緒になっているという、よく訳の分からないことになっていると思われまます。だとしたら、両方の観点を分けてしまい、要するに高いか低いかと、向上しているかどうかの2つを記述した方が分かりやすくないでしょうか。

● 質の向上度の分析は、文部科学省国立大学法人評価委員会において評価することが決まっているため、この項目について変えることはできないところです。第1期中期目標期間の評価においても、ここでは水準と変化率の両方を見ており、一種の前提条件として、この項目で評価するという事になっているため、その範囲内で評価手法を検討していかざるを得ないところです。これは法人も第1期中期目標期間の評価で経験している項目ではありますけれども、第2期中期目標期間の評価においても、やはりきっちりと説明していかなくてはいけないと思っております。

○ わかりました。そうすると、例えば、第1期中期目標期間においてとんでもないひどい評価であった学部・研究科等が、第2期中期目標期間において並みの水準に上がった場合は、判定としては「大きく改善、向上している」になるわけですね。

● そういった場合はまた難しいところですが、総合的に判断することとなるかと思えます。例えば第1期中期目標期間において「期待される水準にある」であり、第2期中期目標期間において「期待される水準を大きく上回る」になった場合、これは大きく向上していると分析することが可能ですが、「期待される水準を下回る」、つまり全く期待される水準ではなかったというものが、「期待される水準にある」に、つまり普通になったという場合は、先の事例とは切り分けて考えなくてはいけないと思っております。ただ、そういった詳細な判断基準等については、実績報告書の書き方や具体の評価方法にかかわってくるため、実績報告書作成要領や評価者マニュアル等を策定していく中でいろいろ議論し、本委員会で詰めていただきたいと思っております。

○ 先生のご意見と同じ意見が、実はワーキンググループでも出され、議論をいたしました。結果として、評価項目が決まっているため、その範囲内で手法を考えていくことが必要ということで、こうなりました。

○委員長 ほかにございますか。

○ 認証評価に関する資料の活用の件について、これまでたびたび議論いただき、大変結構かと思っておりますが、そのことが、資料4の「主な変更点(案)」には記載されておられません。「主な」の中の、せめて「その他」あたりに追記できないでしょうか。資料3の「評価実施要項(案)」で強調されている割には、資料4の「主な変更点(案)」では影が薄い気がいたしますので、そのあたりをお考えいただければと思います。

● 検討させていただきます。

○委員長 ほかにございますか。

○ 前回の本委員会において、中期目標設定後の6年間に大きな状況変化があった場合の対応はどうするのかといった点、期間の中間において目標の改定が行われないことによって固定目標が6年間続くということに対して、自由筆記欄のようなものを設けて、中期目標として掲げていない取組を別途そこで述べることによって、それを評価していくという議論があったように思います。今のお話ですと、その自由筆記欄というのはどの部分になってくるのでしょうか。評価実施要項（案）32ページの「法人の特徴」や「個性の伸長に向けた取組」欄ということになってくるとは思いますけれども、これが実績報告書の最初に記載されるということは、これは法人が目標として事前に記載するものではなくて、評価段階で記載するものですね。そうすると、自由筆記欄に近いような形になるのかなと私は理解しました。また、この実績報告書に基づいて評価結果が出るわけですね。そうすると、この「法人の特徴」や「個性の伸長に向けた取組」欄、それから、次ページにある社会貢献・社会連携、国際化といった目標に対する評価の結果として、27ページの評価報告書にはどのように反映してくるのでしょうか。前回の本委員会で例として挙げた、東京大学が始めている秋入学制度の検討について、これは社会とものすごくつながりが大きいし、教育にもものすごく影響があると思われるけれども、そういった取組が中期目標の設定後に出てきた場合に、評価結果にどのように反映してくるのか、その辺のイメージをお聞かせ願いたいと思います。

● そういった非常に積極的な取組等について、適切に取り上げていきたいという観点から、新たに記載欄を設けるなどの検討をいただいているところですがけれども、具体的にどのようにそれを評価していくのかというのは、先ほど申し上げたとおり、もう少し議論を積んで、全体のことと関連させつつ十分に検討していきたいと思っています。評価実施要項（案）の32ページの「法人の特徴」や「個性の伸長に向けた取組」は、法人自身に記述いただくわけですから、こういうところで自らの特徴や取組等をすごく強調していただきたいということをこちらからご説明申し上げることになっていくと思います。実際に評価を行うまでに、例えば中期目標の変更や新たな取組等を法人が行うと考えられますので、詳細な評価方法等については、そういった状況を見ながら十分に検討していく必要があるだろうと思っています。

○ 少なくとも法人から、こういう取組を行ったということを主張する場合は担保されたと考えてよろしいわけですね。

● はい、そういうことです。

○ わかりました。

○委員長 6年間という中期目標・中期計画の期間について、今の世の中の変化のスピードからすると、非常に長いという気がしますが、最初に設定した中期目標・中期計画を6年間の途中で変えたい場合、どうなるのですか。

● 中期目標・中期計画を変更する際は、法人から申請をして、文部科学大臣の認可を受けることとなっており、本機構として、6年後の最終の目標に基づいて、評価をしていくことになると思います。これは余談ですが、本来は6年間の中期目標・中期計画を立てて、資産・予算を考えた上で、目標を達成するように取り組んでいく必要があるとはいえ、年々運営費交付金等が減額されるということは、当初の法人としての予算措置等を含めた初期設定が崩れてきている状況です。本当は、恐らく各法人において掲げた目標を必要に応じて変えたいと思われまして、変更の認可はやむを得ない場合に限られていますが、先ほどの秋入学の検討等も含め、状況が大きく変化する場合等についてはきちんと申請をし、修正したものをその後の取組に活かしていられるものと考えております。

○委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。では、私から、23ページの東日本大震災に関して質問があります。復旧・復興への支援活動等において目覚ましい貢献などがみられると判断される場合においてと書いてありますが、これは、支援等が目覚ましいことが重要であるよりも、支援をすることによって大学等がどう変わったかという方が重要ではないかと私は思います。だから、目覚ましい支援でなくて、普通の支援でも、それが大学等にいかに影響を与えたかという、そういう書き方がいいのではないかと気がします。大学等にどういった影響を与えたか、学生や皆の考え方がどう変わって、それが活動にどう活かされているかという、そちらの方が何か重要な気がします。

● よくわかりました。少し今後の手順の説明になりますが、先ほど他の委員からご提案があった、資料4の「主な変更点(案)」へ大事なことを書き加えるというのは、委員長にご一任いただきたいと思っておりますけれど、今ご意見のありました評価実施要項(案)については、これからパブリックコメントをかけることとしており、今のご意見等を活かして、パブリックコメント後にもう一回訂正するという手順を考えております。実は文言的に、今の箇所も、「復旧・復興への貢献・支援活動等において目覚ましい貢献」と記載しており、貢献において目覚ましい貢献って何だとか、いろいろ検討の余地があることは気がついておまして、全般的な状況をみた上で対応したいと考えております。今委員長がおっしゃった内容は、非常によく理解しました。

○委員長　パブリックコメントに出す前に、今の段階で修正すべきことがわかっているなら、そのままパブリックコメントに出すことはないと思います。

●　再度、全体的な状況を見て、委員長と相談して対応したいと思います。

○委員長　よろしくお願ひします。ほかにございますか。

○　この資料2には幾つか大きな見出しがあつて、いろいろと課題があるわけですが、その中でも訪問調査からヒアリングに移行するというのは、大きな変更なのかなとも思えます。これは各法人へのアンケートにおいて、訪問調査はヒアリングなどで代替可能ではないかとの意見があつたということが全面に出されていますが、例えば私も認証評価等において、訪問調査に行つて、非常に有意義な調査をさせていただきました。これは確認ですが、機構として訪問調査を行わなくても大丈夫ということなのか、あるいは法人からそういう要望があつたためということなのか、確認をさせていただければと思います。

●　正直申し上げて両方だと思います。法人側から見ますと、自分自身が大学にいたのでよくわかるのですけれども、中期目標の達成状況を評価するときに、例えばインタビューで執行部との話し合いを行うというのはもちろん十分必要であるとわかるのですけれども、必ずしも訪問調査という形で行う必要性がどれくらいあるのかということと、それから、訪問調査というのは認証評価でしっかりやっているということが一つあります。機構側としますと、実際に例えば訪問調査では学生のインタビューも行うのですけれども、学生が獲得すべき知識や能力といったラーニング・アウトカムズについて学生がどう捉えているかということが一番大事だと思つております。それは例えば実際に学部・研究科等で行っている達成度の調査であるとか、学生のラーニング・アウトカムズの設定とか、そういう調査・分析したものをしっかり提出していただくということでその成果を判断できるのではないかと、むしろそちらのほうがいいのではないかとということで、両面からでございます。

○委員長　よろしいですか。それでは次に進めさせていただきます。

本案を文部科学省国立大学法人評価委員会へ報告した後、3月を目途に、法人及び社会へ広く意見を求めるためパブリックコメントを実施します。パブリックコメントでの意見を踏まえ、再調整が必要な場合は、次回の委員会にて、再度ご審議いただきたいと思つています。

また、パブリックコメントへの対応及び法人が提出する実績報告書の様式等について、引き続きワーキンググループにおいてご検討いただきたいと思つています。ワーキンググルー

プの委員の方々、よろしく申し上げます。

今後のスケジュールについて、事務局からご説明いただければと思います。

● 今後のスケジュールについて、お手元の資料5をご覧ください。本年2月に文部科学省の国立大学法人評価委員会の開催が予定されていますので、その際、現段階の評価実施要項（案）をご報告し、3月を目途に、パブリックコメントを実施したいと思っております。また、4月から5月にかけて、ワーキンググループにおいて、パブリックコメントで寄せられた意見への対応や法人に作成いただく実績報告書の作成要領の素案等について議論いただいた上で、次回の本委員会は、6月を目処に開催させていただきたいと考えております。

なお、全体のスケジュールにつきましては、文部科学省の検討状況等に応じて変動する場合がありますので、あらかじめご了承ください。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、今後のスケジュールについては、今の説明のとおりとさせていただきます。各委員の先生方においては、非常にご多用と思えますけれども、今後ともよろしくご支援をいただきたいと思っております。

本日の議事は以上ですが、平野機構長より、独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針の閣議決定を受けて報告がありますので、よろしく申し上げます。

● 本日は大変お忙しいところ、熱心な議論をいただきまして、ありがとうございます。これまで先生方のおかげで国立大学等の質を保証し向上に資するという事で議論をし、対応をしてきたわけでありましたが、1月20日に閣議決定された内容について、本機構に関係する部分について報告させていただきます。

大学入試センター及び大学評価・学位授与機構については統合し、大学連携型の成果目標達成法人とすること。それから、国立大学財務・経営センターについては廃止し、その業務のうち当面継続されるものについては、統合後の法人に移管する。統合後の法人については、学位授与に係る手数料の引き上げ等により自己収入比率を高め、将来的に運営費交付金に頼らない構造での運営を目指すということになっております。日本学生支援機構についても触れられておりますが、ここでは割愛させていただきます。本機構に関係するところは以上でございます。

これは今後、国会での審議に入るわけでありましたが、どういう形になろうとも、私どもは高等教育の質の向上に向けて、関係の評価機関とともに、手を携えて大いに頑張ってい

こうという覚悟においては、何も変わることはありませんが、形において、今後政府がどう動くか、国会がどう動くかについては注視をしていきたいと思っております。今後とも、変わらずご支援賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長　ありがとうございました。それでは、最後に、皆さん何か全般的なご意見等がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、これで本日は閉会とさせていただきます。長時間ありがとうございました。

— 了 —